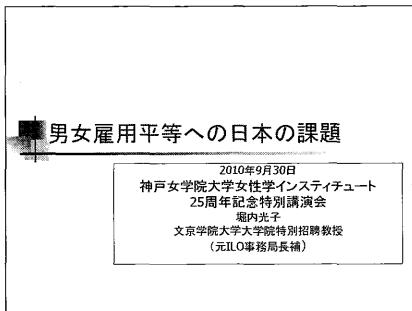


神戸女学院大学女性学インスティチュート25周年記念特別講演会
ジェンダー平等への課題

堀 内 光 子



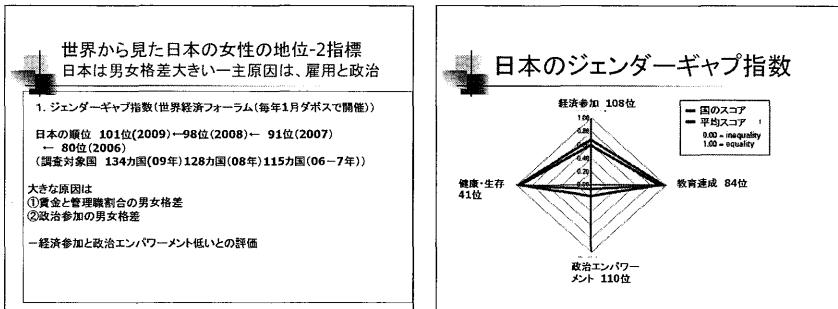
堀内でございます。私は、国連、ILOでの勤務経験があります。現在日本で児童労働ネットワークの代表もしております。この度、女性学インスティチュートの方から、日本の男女雇用平等について、特に日本の課題と、児童労働と男子と女子の平等というようなことを講演して欲しいとのお話を頂きました。児童労働

に関しては、児童労働自体が何かということがお分かりにならないと難しいと思いますので、一般的なお話から始めます。今日は、米田先生の女性学の授業時間ということなので、学生さんを対象にしてお話をしたいと思います。御参加の中には、雇用平等についてのご専門家や、そのために非常に大活躍をされている方もいらっしゃいますので、そのような方がお聞きになると私の話は初步的といいますか、非常に基礎的な話だと思われるかも知れませんが、今日はなるべく学生の方にご理解頂くためにお話をすることですので、お許しあげたいと思います。

最初に女性学インスティチュートの25周年、25年間のご活動に敬意を表したいと思います。私とシャムシア先生が出会いましたのは、先程シャムシア先生がおっしゃっていましたが、26年前のことです。このインスティチュートがで

きる1年前です。共に国際連合事務局の女性の地位向上部で働いておりまして、第3回のナイロビ世界女性会議の事務局員も務めておりました。

久方ぶりに旧友に会えまして、インスティチュートには大変感謝をしております。

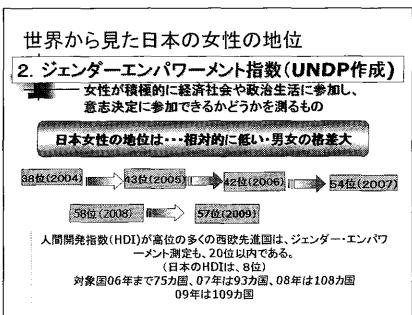


スライド2

スライド3

日本の雇用上の男女平等について、まず現実を申し上げて、それから課題を申し上げたいと思います。大変残念ながら、世界的にみると日本の女性の地位は低いと言わざるを得ません。日本の大きな問題は、男女の格差が非常に大きいことです。男女の格差を示していますのが、このジェンダーギャップ指数です。世界経済フォーラムという、世界のビジネスや政治のリーダーがお集りになるフォーラムが作成している指数で、日本は2009年、昨年101位（注：2010年94位）という大変不名誉な地位を占めております。この大きな原因は、経済・政治分野にあります（スライド2・3）。

左の表（次頁スライド4）で見て頂くと分かるのですが、雇用において日本は108位、女性の政治参加を表す政治エンパワーメントでは110位となっています。この2つにおいて男女格差が非常に大きいということは、取りも直さず、女性が男性よりもかなり数値が低く、女性の地位が低いということです。このジェンダーギャップ指数が大変大きく、改善が進んでいないということが日本の大きな問題です。ジェンダーギャップ指数の説明は省きますが、世界経済



スライド4

フォーラムでは国の競争力とジェンダーギャップ指数は関連すると言っています。そうすると、日本は競争力が低いのではないかとも考えられますが、日本の競争力はそれほど低くないとみなさん思っていらっしゃると思います。ですが、日本のジェンダー格差がこれほど大きいことが、日本の大きな課題の1つです。

別の指標として、ジェンダーエンパワーメント指数という、毎年 UNDP（国連開発計画）が作成している女性が指導的地位に就いているか、あるいは意思決定に参加しているかどうかを表す指標があります。この指標を見ても、日本は昨年57位（注：2010年作成せず）と非常に低くなっています。日本は、健康や教育レベル、所得といった人間開発指数が世界で相対的に高いので、このジェンダーエンパワーメント指数も本来なら高いはずなのですが、非常に大きな差があります。人間開発指標とジェンダーエンパワーメント指標に差があるということは、日本において女性の地位が相対的に低いと言わざるを得ないということです。

簡単に言いますと、日本の現状の課題は、まず指導的地位に女性が少ないと、すなわち企業の管理層に女性が少ないとことです。次に男女雇用平等でないことが挙げられます。男女均等にするために女性の登用や昇進のポジティブアクションが必要となりますが、企業ではこのような措置がほとんど取られていません。もちろんこの分野でご活躍をしている方がいらっしゃいますけれども。また、同一価値労働同一賃金の原則が確立していないことも問題です。その他にもたくさんありますが、男女雇用平等に関してはこの2点を申し上げたいと思います。次に、ワークライフバランスが実現していないこと、すなわちまだまだ長時間労働であるために男性が家庭を顧みないという問題があります。最後に、その根底にある男女の固定的役割分担意識が強いことです。この

日本の課題

- 1.指導的地位の女性少ない
- 2.男女均等待遇でない
女性の雇用(ポジティブアクション)
同一価値労働同一賃金の原則の確立
- 3.ワーク・ライフ・バランスが実現していない
- 4.固定的役割分担意識が強い

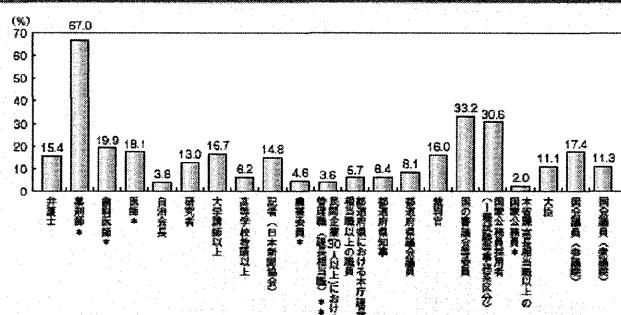
スライド5

ようなことが私は日本の課題だと思
いますし、先程米田先生がご指摘に
なった通り、CEDAW（女性差別撤廃
委員会）からも指摘をされている点
であります（スライド5）。

指導的地位に女性の占める割合を
ざっと見ますと、薬剤師は高いので
すが、後は非常に低く、せいぜい3
割程度しかいないことがお分かりに

なると思います。管理的就業従事者に占める女性の割合についても同様のこと
が言えます。フィリピン、シンガポール、マレーシアといったアジアの国々で
は高いのですが、日本と韓国ではガクッと低くなっています。ほぼ世界最低レ
ベルと言ってもよいぐらいのレベルになっております（スライド6・7）。賃金

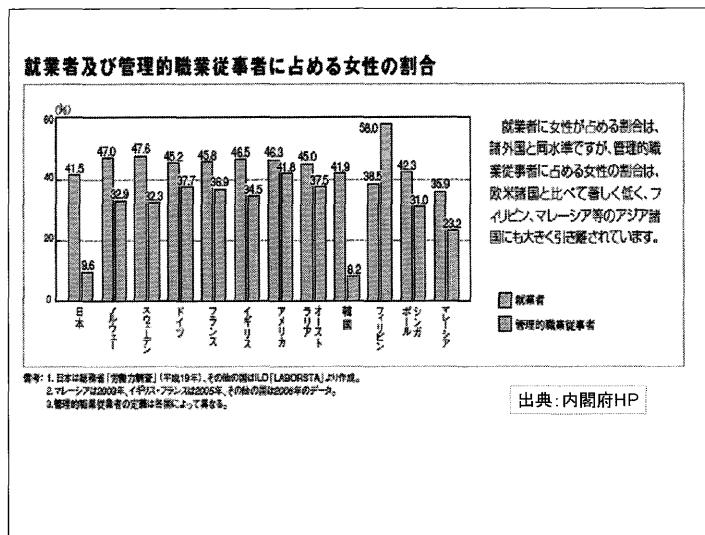
《各分野における「指導的地位」に女性が占める割合》



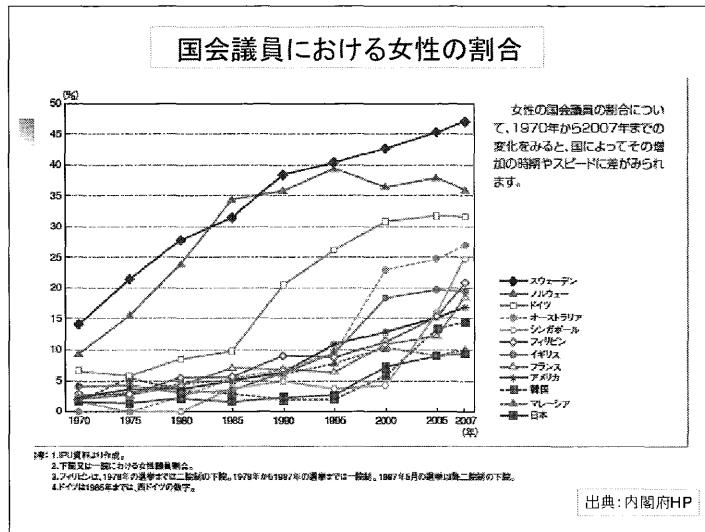
（備考）「女性の状況－労働と就業形態別調査－」より（一般労働者調査）平成
20年2月期、ただし、*は2005年、**は2007年、***は2006年のデータ。

内閣府：平成22年版「男女共同参画白書」

スライド6



スライド 7



スライド 8

順位	国名	下院又は一院			上院		
		総数	女性	女性割合	総数	女性	女性割合
1	ルワンダ	80	45	56.3%	26	9	34.6%
2	スウェーデン	349	162	46.4	—	—	—
3	南アフリカ	400	178	44.5	54	16	29.6
4	ギー・バ	614	265	43.2	—	—	—
5	アイスランド	63	27	42.7	—	—	—
6	オランダ	150	61	40.7	—	—	—
7	フィンランド	200	80	40.0	75	26	34.7
17	ネパール	594	197	33.2	—	—	—
18	ドイツ	622	204	32.8	69	15	21.7
51	カナダ	308	68	22.1	93	32	34.4
52	イギリス	650	143	22.0	—	—	—
56	中国	2987	637	21.3	—	—	—
56	イタリア	630	134	21.3	322	59	18.3
64	フランス	577	109	18.9	343	75	21.9
73	アメリカ	435	73	16.8	98	15	15.3
80	韓国	299	44	14.7	—	—	—
83	ロシア	450	63	14.0	169	8	4.7
94	日本	480	54	11.3	242	44	18.2

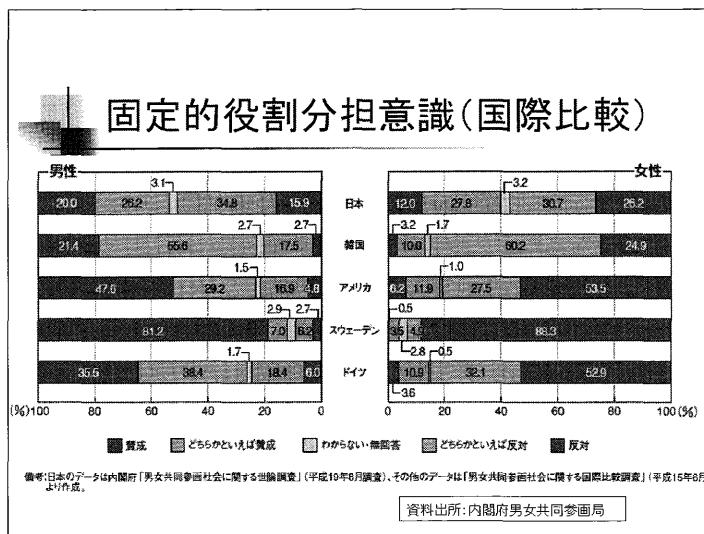
インドネシア69位 18.0%、フィリピン55位 21.4% パキスタン50位 22.2% シンガポール46位 23.4% アフガニスタン34位 27.3%

スライド 9

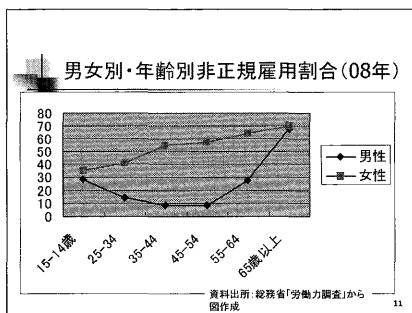
格差についても、日本と韓国が並んで低くなっています。残念ながら先進国の中で男性に比べて女性の賃金割合が6割台と、7割台を切っている国は他にありません。

国會議員の数も諸外国では95年を境に増えていますけれども、日本の場合増加はしているものの、世界と同等なスピードで増えているわけではありません。私はいつも韓国が日本よりも低いと思っていました。しかし、なんと最新の数字では日本は韓国に抜かれておりまして、韓国は80位、日本は94位です。しかし、両国とも極めて低い割合ではあります（スライド8）。

この赤字の数字は、下院又は一院の女性議員の割合を表しています。日本の場合は、衆議院における女性議員の割合のことです。もちろん衆議院と参議院を合わせるともう少し割合は多いです。しかしながら、例えば、ルワンダでは56.3%、北欧でも40%近いので、これと比べると日本の女性の国會議員の数はまだまだ少ないということが分かります（スライド9）。



スライド10

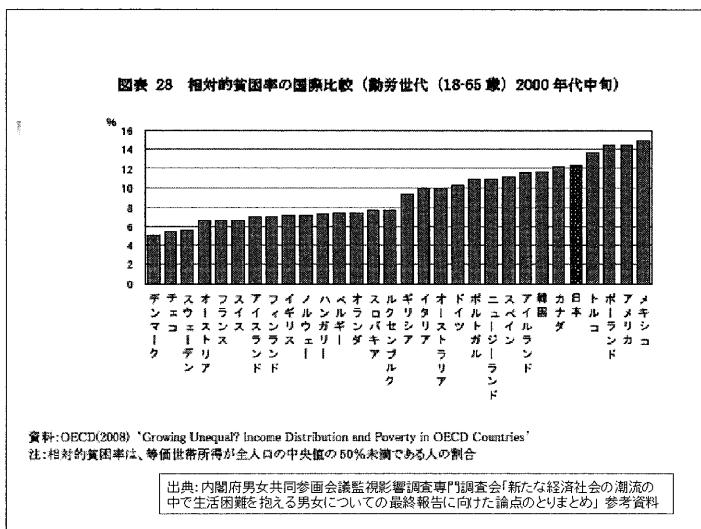


スライド11

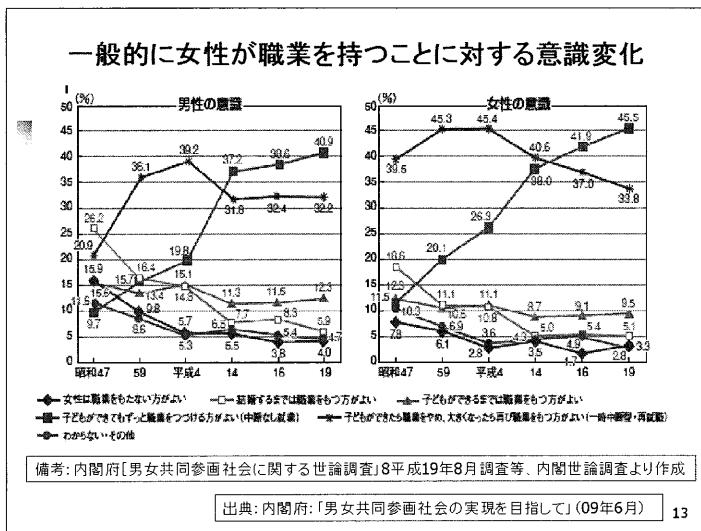
これ（スライド10）が固定的役割分担意識です。賛成の割合が多い国は、固定的な役割分担意識が強いということです。日本では、他の国に比べて男女の役割分担に賛成している人が多いですが、お隣りの韓国では賛成してない方が多いのです。意識は、日本の課題です。

雇用についてみると、まず非正規の問題があります。男性の場合は若年層に非正規が多いのですが、女性の場合は全体的に非正規が多く、年齢が高くなるほど非正規が多くなるという問題があります（スライド11）。

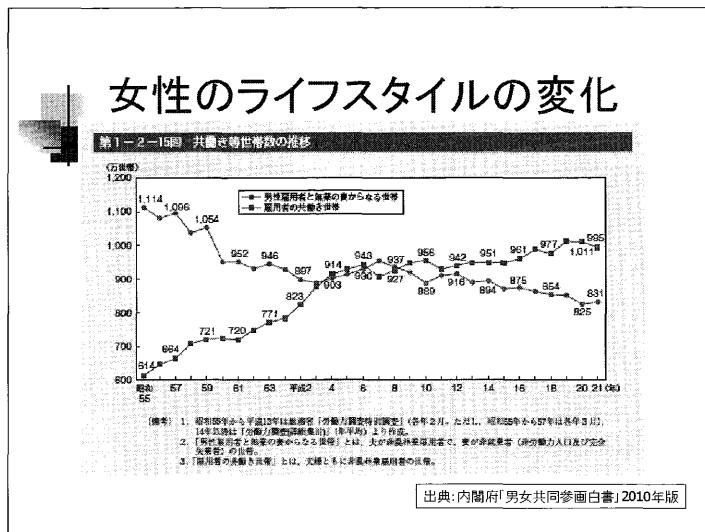
その結果OECDによる相対的な貧困率の調査で、日本は現在5位になって



スライド12



スライド13



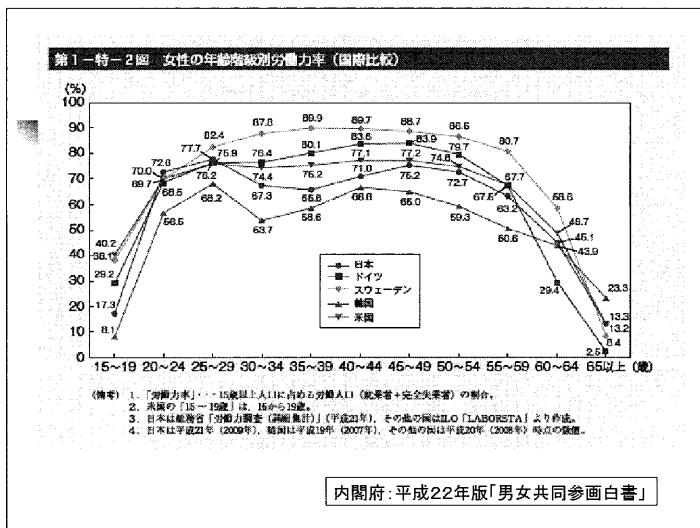
スライド14

います。先進国の中でも高いという結果になっています（スライド12）。

女性の働き方についての意識は、子どもが生まれても仕事を続けるという意識に男女とも変わってきています。右上のグラフでは赤が片働き世帯で青が共働き世帯ですが、共働き世帯が片働き世帯よりも多くなっていることが分かります。しかし、共働き世帯でも多くの女性が出産、育児で仕事を一旦辞めているという状況になっています（スライド13・14）。

育児や出産で仕事を辞める女性の割合が高い国が、このスライドでM字型の曲線を描いている日本と韓国です。もちろん日本でも一時的に育児や出産で仕事を辞める女性の割合は低下していますが、依然、年齢別労働率はM字型です（スライド15）。つまり、女性達が、結婚、出産というライフステージの段階で仕事と両立することがいかに難しいかを示しています。ちなみに、女性が働きやすい会社の指標を一例をあげます（スライド16）。

左のスライド（次頁スライド17）を見て頂くと分かるように、共働き所帯で



スライド15

女性が働きやすい会社
(日経WOMAN 2008年)

次の4指標で評価

- 1 管理職登用度(女性役員相当職の有無、女性管理職比率など)
- 2 女性活用度(女性活用専任組織の有無、女性対象の研修制度の有無など)
- 3 ワークライフバランス度(男女の有給休暇取得率、育児休業取得率など)
- 4 男女均等度(女性社員の比率、平均勤続年数など)

上位社のほとんどが経営トップが女性活用に積極的で、専任組織を備えている。

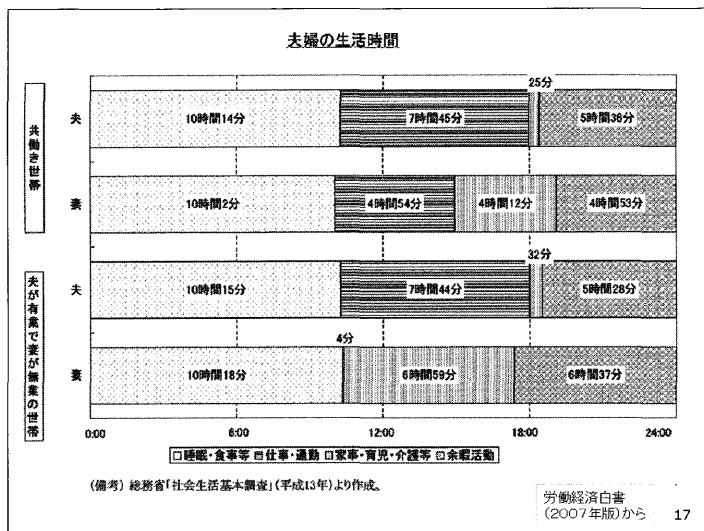
スライド16

の男性は25分しか家庭で活動をしないというワークライフバランスの問題があります。

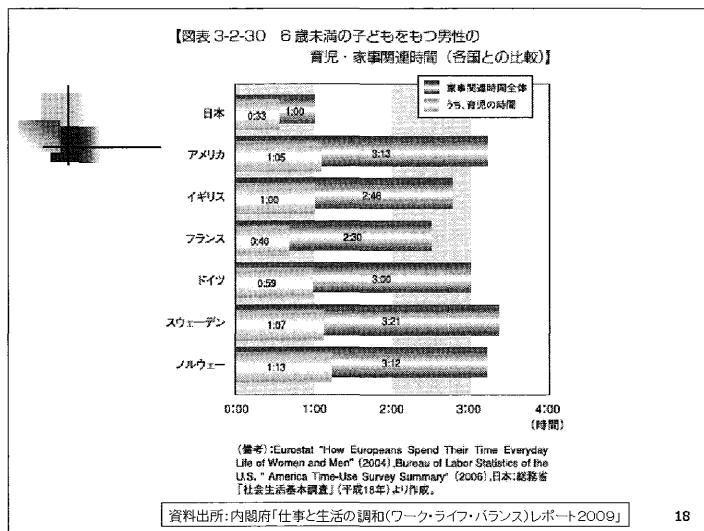
6歳未満の子どもを持つ男性も、他の国に比べると育児の時間が非常に少なくなっています。特に家事関連の時間は非常に少なくなっています（スライド18）。

また、労働時間が非常に長いということについては、東京、大阪、神奈川という大都市で週60時間以上働く労働者が3割もいます。つまり非常に二極化してきているということです（スライド19）。

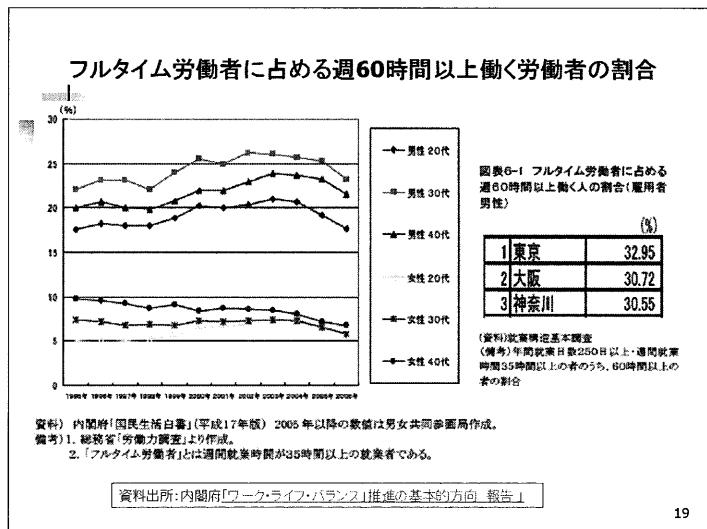
全体の数字を見て頂くと、日本全体としては総労働時間が伸びておらず、む



スライド17



スライド18

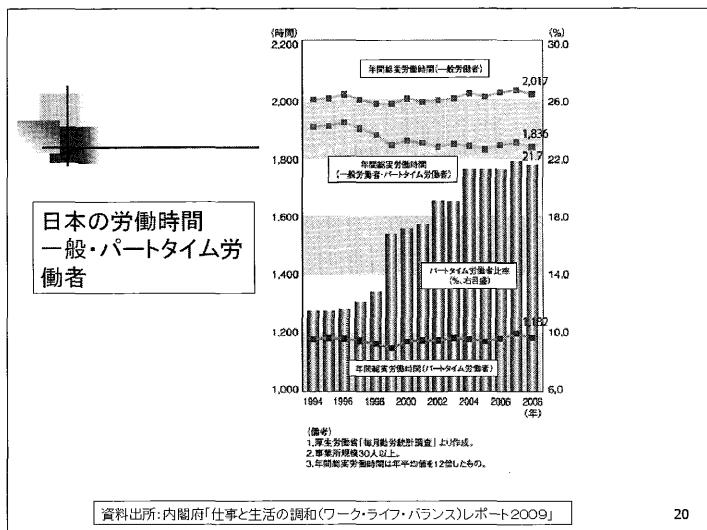


スライド19

しろ減っているように見えます（スライド20）。

実は、この傾向はパートタイム労働者の増加によるもので、日本における全体の労働時間が必ずしも減っているとはいえないと思っております。基本的には、私はEUのように総労働時間規制をやらなければいけないと考えております（スライド20）。

まとめますと、日本の男女雇用平等達成にむけて必要なことは、やはり平等原則を徹底することだと思います。先程シャムシア先生も差別の定義が日本にないことを指摘されていましたが、女性差別撤廃委員会も日本に勧告を出しています。その勧告の中にも差別の定義が要るとありますし、これは大問題です。例えば、セクシュアルハラスメントは、他の国では女性に対する差別だという定義になっていますが、日本には定義がないため、セクシュアルハラスメントについては雇用主の管理義務となっているだけです。間接差別につきましても、現在男女機会均等法で3つの原則が導入されましたが、まだ限定期です。



20

スライド20

日本の男女雇用平等達成に向けて重要なこと

1. 平等原則の徹底
 - 1) 差別とは何か？
 - セグメント・ハラスメント、間接差別
 - 2) 男女が同じ価値の仕事をしたら同じ賃金を
 - 3) 非正規が同じ価値の仕事をしたら同じ賃金を
2. ワーク・ライフ・バランスの確保
 - 総労働時間の規制、有給の完全消化
 - 男性の家庭責任の分担
 - 育児・介護への支援強化
3. 実質的平等の促進—既定目標：スケジュールを設けた暫定的特別措置の導入（CEDAW 政府は2011年8月までに回答義務）

スライド21

賃金については、非正規のほとんどを女性が占めている中で、非正規の問題と男女の賃金格差の問題、両方に取り組まなければいけないのではないかと思います。

ワークライフバランスは今申し上げましたように、労働時間を短くすること、まず、有給休暇を完全消化できるようにしなければいけないと

思いますし、男性の育児の参加を推進しなければいけないと思います。また、女性差別撤廃委員会から指摘をされましたように、実質的平等を促進するために、女性の割合を30%にするといった数量の目標やいつまでに達成するといった目標年次も決めることが必要です。そのような暫定的な特別措置の導入が日

本には必要ですけれども、現在、企業ではほとんど実行されていません。女性差別撤廃条約が2年以内にそのような暫定的特別措置を導入するように日本政府に勧告したのが昨年のことですので、後残り一年しかありません。したがって、この点で日本がどれだけ取り組むのかということが大きな課題であり、この実質的平等に対して日本がもう少し積極的に取り組まなければ雇用平等は実現できないと思っております（スライド21）。



次に児童労働の問題に入りたいと思います。児童労働の話をする前に、児童労働とは何かがよく分からぬと思いますので、児童労働のビデオを5分ほどご覧になって下さい。

スライド22

一児童労働に関するビデオー

児童労働に関する ILO グローバルレポート

アジア

パキスタン	医療機器、染色、じゅうたん製作
インド	レンガつくり、花火つくり
フィリピン	サトウキビ畑、花火つくり、ほうきつくり
ネパール	子どもの運搬人
タイとフィリピン	児童買春

ヨーロッパ

ロシア	児童買春、ストリートチルドレン
ルーマニア	ストリートチルドレン

ラテンアメリカ

コロンビアとブラジル	児童買春
コロンビア	農業、鉱山での仕事
ペルー	レンガつくり
ブラジル	農業

アフリカ

コンゴ	鉱山
タンザニア	碎石、岩塩採掘
ケニア	農業、茶やコーヒー畑、家事労働

インタビュー

ILO事務局長 フアン・ソマビア

我々は最悪の形態の児童労働の撲滅を目指します。世界的規模の目標です。目を逸らすわけにはいかないのです。倫理的にも無関心でいることはもはや許されません。実際に行われているのですから。

グローバルレポート編集者 キャロライン・オライリー

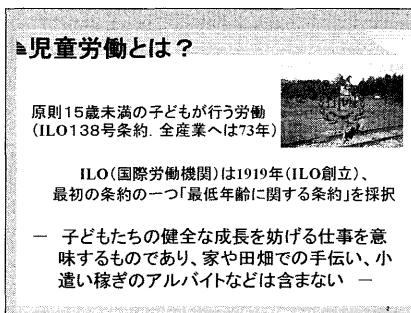
(注：2004年の数値で最新ではない。)

世界的にみて、6人に1人の子どもが児童労働に携わっていることが明らかになりました。また、最悪の形態の児童労働を強いられる子どもたちの割合も判明しました。8人中1人が最悪の形態の児童労働に就いています。合計で1億8千万人の子どもたちになります。

最悪の形態とは、危険を伴い、健康や安全、こころに害を及ぼす児童労働、あるいは、国際法で違法とされている労働、大人にとっても違法な労働、例えば債務奴隸や人身売買、麻薬の密売、売春、ポルノなどです。18歳未満の子ど

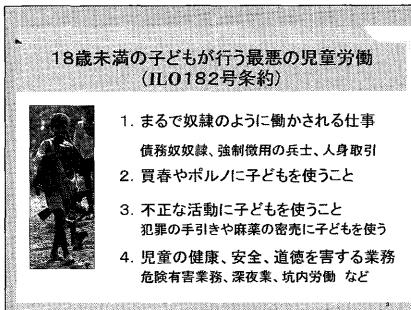
もが決して就いてはいけない労働の形です。

貧しいから子どもたちが働いても当然ではないかとか、働くなければ子どもたちは飢え死にしてしまうかもしれない、という話があります。しかし、児童労働、つまり原則として15歳未満の子どもたちは働いてはいけないということが国際条約で決



スライド23

められていて、ほとんどの国がこの条約を批准しています。日本ももちろん批准していまして、労働基準法で15歳未満、あるいは義務教育終了前の子どもが働くことが禁じられています。世界的な基準で定められている通り、児童労働とは、まず第一に原則として義務教育年齢である15歳未満の子どもが行う仕事を指します。学校にきちんと通っていて、ただ単に親の手伝いをすることは児童労働には含まれません（スライド23）。

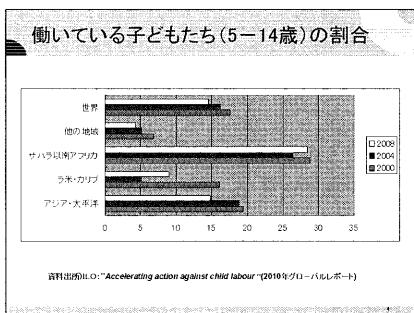


スライド24

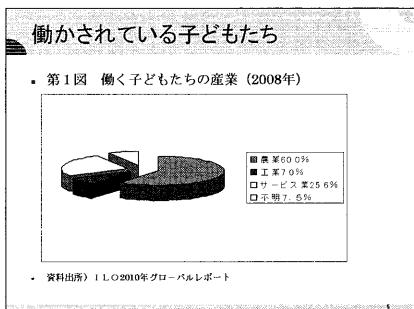
もう一つの児童労働の定義として、「最悪の児童労働」があります。18歳未満の子どもが対象になります。1点目が債務奴隸だとか人身取引、人身売買です。2点目に買春やポルノが挙げられます。先程のビデオでみなさんご覧頂きましたが、近年かなりの子どもが買春に使われたり、ポルノに使われています。3

点目が不正な活動で、犯罪や麻薬などのような不正な活動に子どもを使うことです。4点目が子どもの健康、安全、道徳を害する業務です。先程みなさんビデオでご覧頂きましたように、鉱内労働など多くの危険、有害な業務があります。これが児童労働と呼ばれているものです。単に子どもたちが学校に行って学校が終わった後手伝いをするとか、農繁期だけに手伝うとか、そのような労働は児童労働に含まれません。簡単な言葉で言いますと、児童労働とは、子どもが大人と同じように働くということです（スライド24）。

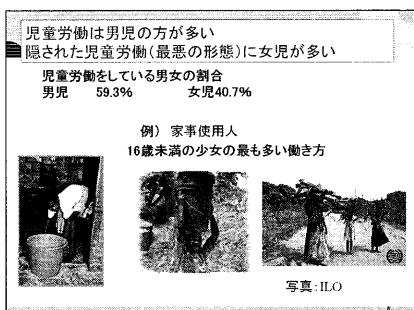
働いている子どもたちを地域別に見てみると、アジアは人口が多いものですから数としては圧倒的に多いのですが、割合で見ますとサハラ以南アフリカでは非常に多いですし、しかも改善されていないので、この地域での減少が大きな課題です。朗報としては、ラテンアメリカ・カリブ海地域では、かなりの改善が見られるということです。ブラジルを中心として政府が熱心に取り組ん



スライド25



スライド26



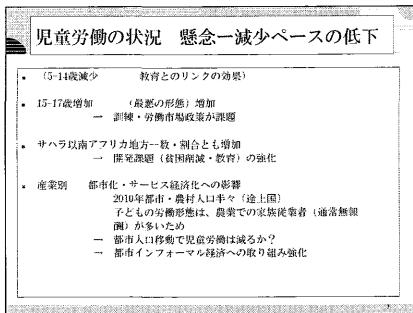
スライド27

たちがたくさんいるということが、女の子たちの大問題です（スライド27）。

でいるので、効果が出ています。残念ながら、2008年は少しまだ逆行してしまいましたが、地域別に見るとこのような状態になっております（スライド25）。

産業は、みなさんの想像とは少し異なるかもしれません、途上国では農業が圧倒的に大きな産業ですので農業が多いということです。しかしながら、最近は都市の人口と農村部の人口がちょうど半々になっています。したがって、今後はサービス業で働く子どもが増えるだろうと考えられます（スライド26）。

児童労働において数としては男児の方が多いのです。それでも、なぜ少女や女児に注目するのかといいますと、実は隠された児童労働にかなり働いているからでもあります。女児の場合は特に家事労働者として働いている子どもが非常に多く、16歳未満の少女の最も多い働き方になっているからです。つまり、数としてきちんと捉えられているかどうか分からないということと、極端な搾取にあたり、性的搾取を受けている子ども



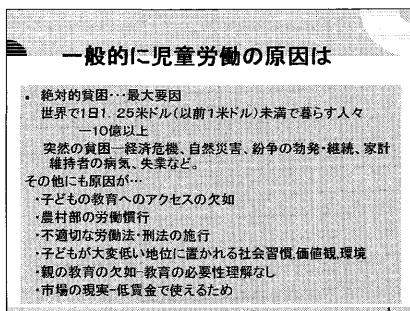
スライド28

児童労働は、多少減少しているものの、減少のペースが低下をしていることが問題です。特に15歳から17歳という最悪の形態の児童労働の人数が増えていることは、問題です。したがって、そのような子どもたちがきちんとした仕事に就くための雇用政策が重要になると思います。また、都市化に伴い、インフォーマル

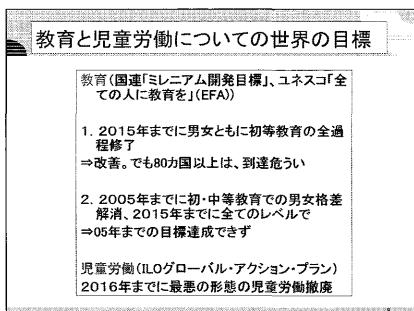
セクターの子どもたちに対する対策が今後必要になると思います（スライド28）。

児童労働の原因は、基本的には貧困です。それ以外にも教育の問題とか法律の執行の問題などといった問題があります。したがって、児童労働の大きな課題というのは、親の貧困と教育の問題にあります（スライド29）。

教育の問題を申し上げると、ミレニアム開発目標では初等教育を全員修了することが2015年までの目標になっています。また、2005年までに初・中等教育での男女格差をなくすということになっていたものの、まだ達成できていません。また、ILO（国際労働機関）は、2016年までに最悪の形態の児童労働をなくすことが目的としています。しかし、残念ながら達成できそうもありません（スライド30）。

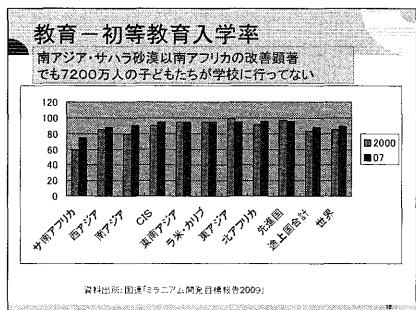


スライド29

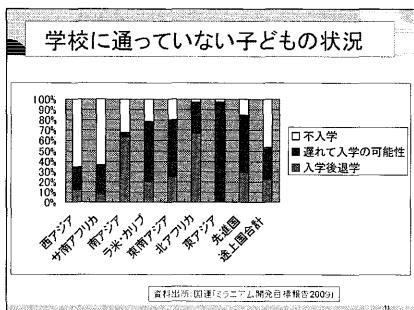


スライド30

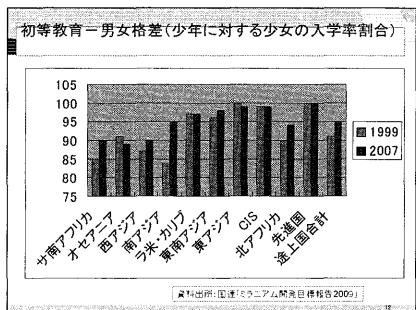
神戸女学院大学女性学インスティチュート25周年記念特別講演会：ジェンダー平等への課題



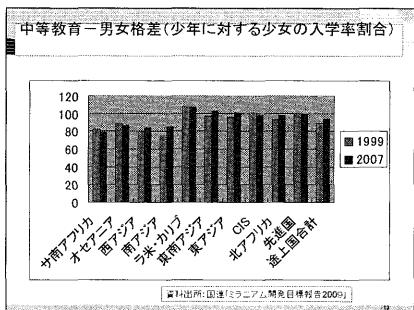
スライド31



スライド32



スライド33

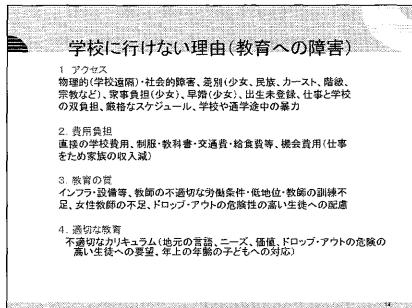


スライド34

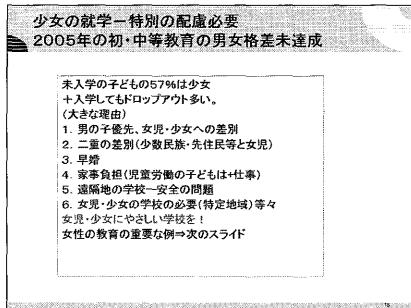
貧しい子どもたちほど、農村部の子どもたちほど学校に行けません。児童労働が学校に行けない1つの理由でもあるということは、学校に行くことによって児童労働をなくす効果もあるということです（スライド31～34）。

初等教育は無償だと思われがちですが、途上国ではかなりの費用がかかります。これが問題です。学費は無料が多くなっていても、制服・教科書・交通費などの諸費用がかかります。また、教育の質が十分でないとか、学校が近くにないとか、といった問題もあります。特にドロップアウトした子どもたちには復学するための支援教育が必要なのですが、そのような対策がないなど、学校教育を受ける上で諸々の障害が残っています。特に少女の就学については、家

神戸女学院大学女性学インスティチュート25周年記念特別講演会：ジェンダー平等への課題

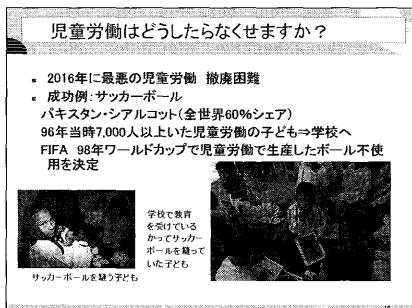


スライド35



スライド36

事手伝いや早婚などの深刻な問題があるので、特別な配慮が必要になります
(スライド35・36)。



スライド37

そのような理由で、子どもたちの教育に着目して児童労働の削減をしなければいけません。成功例として、パキスタンのシアルコットでサッカーボールを編んでいた子どもたちが学校に行けるようになった例が有名です。この学校は正規の学校ではなくて、非公式の学校ですけれども、このような形で児童労働をなくしていくことが必要です（スライド37）。

日本の課題

- 問題を知る
広報(人権、開発双方から)
- 国内問題—最悪の形態の児童労働への取り組み
人身売買(取引)
—政府「人身取引対策計画2004年策定」
—政府「児童の在留資格審査の厳格化」等(予防)
- 児童労働をなくすために日本でできること
1)賢い消費者になる・生産のプロセスへの関心を高める
2)フェアトレードの促進
3)企業—児童労働を使わない
サプライチェーンなど調達基準への取り組み
(CSRの一環)
- 政府一貧困撲滅・すべての人々への教育とリンクした開発支援
- 市民社会組織・労働組合 啓発・広報、開発支援

スライド38

児童労働ネットワーク(CL-NET)の取り組み

日本のNGO・労働組合20団体加盟及び個人(2004年設立)

- 広報 児童労働反対世界デー(6月12日)・キャンペーン
- 政策提言活動 署名活動(2009年は74,396筆集まる)
2010年7月13日 19万人近い!
外務・文部科学・厚生労働各大臣に提出予定
①最悪の児童労働を根絶するための「行動計画」の策定
②必要となる資金の予算措置及び国際協力の強化
- 国際的なネットワーク構築

スライド39

最後に日本の課題をみなさんにお伝えしたいと思います。まず、国内でも人身取引、人身売買犠牲者がおりますので、その問題についてきちんと知るということが重要です。また、賢い消費者になって生産のプロセスへの関心を高めたり、フェアトレードを促進したり、企業の社会的責任を果たすよう促したり、そういったことが日本で必要です。また開発援助で貧困と教育とリンクさせるという必要があると思います(スライド38)。

市民社会組織の活動も大変重要なと思います。私は今児童労働ネットワークの代表をしております。現在広報・啓発を積極的にやっています。6月12日の児童労働世界反対

デーを中心に集中的な広報を行っていますが、併せてアドボカシー(政策提言)運動ということで署名をして外務省、文部科学省、それから厚生労働の各大臣にお届けをして意見交換させて頂くというような活動をしています。現在は、国際的なネットワークを構築しようという段階です。少し駆け足になってしましましたので、みなさんにとって女児と児童労働の関係が十分ではなかったかも知れません。しかし、児童労働も子どもたちが教育を受けるという観点から大きな障害ですので、男女平等が実現をするという観点からも、特に途上国では児童労働は大変重要な課題だと思っております。どうもご清聴ありがとうございました(スライド39)。